

令和 4年 8月24日

資料提供先：倉吉記者クラブ

『河川協力団体』を募集します

～パートナーシップの拡充にむけた取組み～

天神川水系の河川で国が管理する区間において、以下のとおり河川協力団体を募集することとしましたので、お知らせします。

【概 要】

1. 『河川協力団体』の募集について

河川協力団体の指定にあたっては、要件を満たす団体を倉吉河川国道事務所が募集し、申請のあった団体について、資質、能力等の審査を行います。

◆募集期間

令和4年8月24日（水）～ 令和4年10月14日（金）

◆申請方法・資格要件等

申請方法・資格要件等については、「募集要項」をご確認ください。

◆問い合わせ等

河川協力団体の制度、申請方法等について、ご不明な場合は下記問い合わせ先へお問い合わせください。なお、募集要項及び関係書類の様式は倉吉河川国道事務所 Web サイト内『**河川協力団体**』の募集に掲載しています。

<https://www.cgr.mlit.go.jp/kurayoshi/river/bosai/bosyuu/bosyuu.htm>

「河川協力団体」とは

- 河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う NPO、町内会等の団体を支援するものです。
- 河川協力団体に指定し、河川管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけることにより、自発的な活動を促進しようとするものです。

※河川協力団体制度に関しては、中国地方整備局の以下のサイトをご覧ください。

<https://www.cgr.mlit.go.jp/cginfo/syokai/busyo/kasen/kasenkyouryoku.htm>

問い合わせ先

国土交通省中国地方整備局 倉吉河川国道事務所 TEL（0858）26－6221（代）

副所長（河川） 丸下 淳一 （まるした じゅんいち）

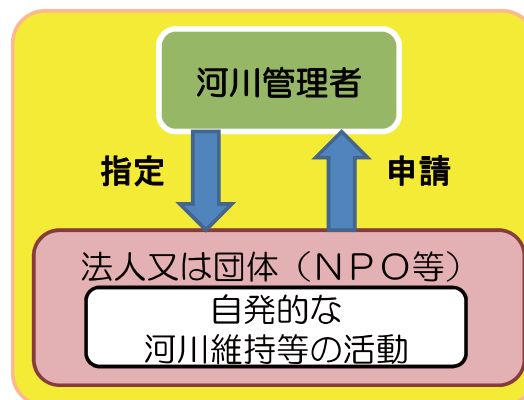
〈担 当〉 河川管理課長 小島 亨 （こじま とおる）

河川協力団体制度の概要

「水防法及び河川法の一部を改正する法律」（平成25年7月11日施行）により、河川協力団体制度が創設されました。

■河川協力団体制度とは、どんな制度か。

- ◆ 河川協力団体制度とは、**自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う民間団体等を支援する**ものです。
- ◆ 河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となり、河川管理者に対して申請を行います。
申請を受けた河川管理者は、適正な審査のうえ、河川協力団体として指定します。



◆河川協力団体は、以下のような活動を行います。

①河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持



河川敷清掃



ビオトープの整備

②河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供



船による監視



シンポジウムの開催

③河川の管理に関する調査研究



外来種調査



鳥類調査

④河川の管理に関する知識の普及及び啓発



マイ防災マップづくり



安全利用講習

⑤上記に附帯する活動

■河川協力団体に指定されると、どんなことが変わるの

◆許認可等の簡素化

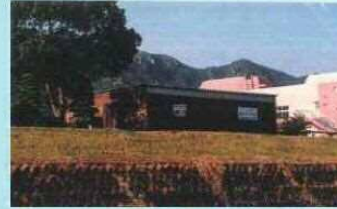
河川協力団体が活動するために必要となる河川法上の許可等について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなります。

- ・工事等の実施の承認(法第20条)
- ・土地の占用の許可(法第24条)
- ・土石以外の河川産出物の許可(法第25条後段)
- ・工作物の新築等の許可(法第26条第1項)
- ・土地の掘削等の許可(法第27条第1項)
- ・権利の譲渡の承認(法第34条第1項(第24条及び第25条後段の許可に係る部分に限る。))

例) 河川法第24条、第26条の許可が必要



市民団体による看板設置事例(太田川)



市民団体による活動拠点の整備事例(佐波川)

※ 河川管理者から河川管理施設の維持、除草等の委託を受けることも可能となります。委託先については、公募等の適正な手続きを経て選択を行う予定です。

【現行】 地方公共団体にのみ
委託可能

拡大

【法改正後】 国土交通省令で定める要件に該当するもの
に委託可能

《委託の例》

①「河川管理施設の維持」

例) 堤防上の草刈り



堤防除草

②「その他これに類する河川の管理に属する事項」

例) 河川敷の掘削、魚道の改良



ビオトープの整備



魚道の改良